

家庭学習で使用する学校教育用モバイルWi-Fiルータの貸出の要件

1 対象者

国立市立小・中学校の児童生徒の保護者で、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が整備されていないご家庭の方

すでにご家庭のパソコンでインターネットを利用いただいている場合は、モバイルWi-Fiルータの貸与を受けて新たに通信契約するよりも、自宅のモデムにWi-Fiルータ（無線アクセスポイント）を接続するほうが経済的な場合があります。

現在の家庭通信環境により、最適な整備方法が異なりますので、ご契約中の通信事業者にご相談されるなど、ご検討いただきますようお願いいたします。

2 貸与期間

国立市立小・中学校在籍期間中

【注意事項】

- ・貸与予定機器（HUAWEI 製、E5785-320）※SIM 形態は「micro-SIM」になります。
- ・貸与を受けた保護者は、任意の携帯電話事業者で通信契約を行ってください（貸与する機器はどの事業者のSIMにも対応しますが、SIM形態は「micro-SIM」になります。）。
- ・通信契約及び通信に係る費用は、保護者の負担となります。
- ・通常の家学習に必要な通信量の目安はChromebook1台あたり「月3GB（ギガバイト）」程度です。事業者との契約時の参考としてください（自動アップデートの際に、通常より多くの通信量を使用する場合があります）。
臨時休業時にオンライン授業を行う場合、より多くの通信量が必要になりますので、通信料の変更が容易な契約が望ましいと思われます。
なお、国立市教育委員会で調べたところ、通信契約に係る費用は月額千円から三千円程度で契約できる業者があります。
- ・児童生徒に貸与しているタブレット端末以外のスマートフォンなどをこのモバイルWi-Fiルータに接続することも可能ですが、家庭学習のための使用を優先していただくようお願いいたします。
- ・貸与期間内であっても、教育委員会が返却を求めた際は1週間以内にご返却いただきます。
- ・機器の利用及び管理には十分ご注意ください、目的外のことに使用しないでください。
- ・利用期間中に機器を紛失又は破損した場合、その程度に応じて修理費用を賠償していただくこととなりますのでご承知おきください。
- ・モバイルWi-Fiルータの貸出は、各家庭1台ずつとさせていただきます。
（モバイルWi-Fiルータ1台で複数のChromebookに接続できます。）
就学援助世帯については、児童・生徒一人につきルータを1台貸し出します。
- ・貸出が決定しましたら、申請書記載のご住所まで書面にてご連絡いたします。
その後、ルータをご住所まで順次郵送いたします。